

ベビーシッター事業 業務継続計画 (BCP)			
～ 有事における利用児童の安全確保と事業継続・早期復旧のために ～			
策定日	1月6日2026年		
最終改訂日	3月10日2026年		
バージョン	第2.0版		
事業者名	合同会社PON NIPPON		
策定・管理責任者	重山 俊樹		
1. 目的			
<p>本計画 (BCP) は、地震、火災、風水害、大規模感染症等の発生時において、利用児童の生命及び身体の安全を最優先とすることを第一義とする。 また、混乱が生じる有事において、迅速かつ円滑に避難誘導や安否確認を行い、保護者・関係機関との緊密な連携を維持しながら、事業の早期復旧・継続を目指すことを目的とする。</p>			
2. BCP基本方針			
分類	基本方針	具体的な行動方針・内容説明	
方針1	子どもの命を最優先とする	災害等が発生した際は、いかなる状況下でもシッター個人またはチームが児童の生命・身体の安全確保を第一に行動する。周囲 of 物的危険から児童を守り、迅速に安全な場所に避難または待機させる。	
方針2	スタッフの安全を確保する	訪問先までの移動中、または保育中のシッター本人の二次被害を防止する。安全確認がとれるまで管理本部は無理な業務の継続を指示せず、シッターの安全確保に最大限配慮する。	
方針3	保護者との連絡体制を維持する	災害等による通信障害に備え、災害用伝言ダイヤル(171)やSNS等の代替手段を含めた連絡ルートをあらかじめ整備し、児童の安否と所在 (避難場所など) を迅速に保護者へ通知する。	
方針4	必要最低限のサービス継続を目指す	医療従事者や社会インフラ事業者など、家庭保育が極めて困難かつ社会維持に不可欠な世帯への保育提供等、社会的優先度が高いサービスの継続・代行体制を整理しておく。	
方針5	早期復旧に努める	発災後は、速やかに被災状況の確認、スタッフの安否確認、交通インフラの稼働状況を把握し、あらかじめ定めた再開手順に沿って、迅速かつ段階的に業務を復旧させる。	

災害別想定リスクと対策マトリクス				
～ベビーシッター業務における個別のリスク特性と対応指針～				
想定リスク	発生し得る被害	平常時の備え（事前対策）	発災時の対応・措置	事後の対策・復旧
地震	家具の転倒、ガラス破損、ライフライン遮断、移動困難、通信障害による安否確認不能	・保護者宅の家具転倒防止状況の確認 ・最寄り避難所・広域避難所の事前確認・把握 ・シッターバック（応急用品等）の持参	・児童の身の安全確保（頭部保護、テーブル下へ避難） ・揺れが収まるまで火気に触らない ・出入口（ドア）の確保（避難口の確保）	・保護者および会社への安否連絡 ・ライフライン停止時の避難判断 ・安全が確保されるまで避難所または家庭内で待機保護
火災	煙の吸引、熱傷、避難経路の寸断、建物崩壊	・調理器具の取扱ルールの順守 ・消火器の位置、非常口の配置を訪問時に事前確認 ・避難経路のシミュレーション	・「火事だ！」と大声で呼び周囲に知らせる（必要時） ・児童を抱きかかえる等して迅速に屋外避難 ・煙を吸わないよう濡れタオルを口に当て姿勢を低く避難 ・119番通報	・児童の健康状態（煙吸入等）の観察・受診 ・保護者・会社への即時連絡 ・消防署による安全指示に従う
津波・洪水	建物への浸水、孤立、流出、避難経路の水没	・訪問先地域のハザードマップ（浸水深）の事前確認 ・避難ルートに河川や崖などの危険箇所がないか把握 ・警報発令時の事前キャンセル・早期帰宅調整	・津波警報発令時は直ちに高台またはコンクリート製建物の3階以上に垂直避難 ・洪水時は浸水が始まる前に指定避難所へ移動（間に合わない場合は2階以上へ退避）	・水位の低下、安全指示が出るまで避難場所で待機 ・通信手段復旧時に安否連絡 ・児童の防寒対策
台風・大雪	飛来物による怪我、路面凍結や積雪による移動不能、交通機関停止による訪問困難	・前日からの気象情報・運行情報の監視 ・保護者への早期相談（派遣中止・時間変更調整） ・安全な移動ルートの選定	・保育中は極力外出を避け、屋内での安全を保つ ・移動中に激しい風雨や吹雪に遭った場合は最寄りの安全な施設へ一時退避	・交通機関の復旧状況の確認 ・無事帰宅後の会社への完了報告
感染症流行	シッター・児童の罹患、濃厚接触による隔離、事業運営に必要なスタッフの不足	・毎朝の検温・体調報告（会社への申告） ・手洗い、うがい、手指消毒の徹底 ・マスク着用、予防接種の推奨	・保育中の児童に発熱等の症状が出た場合は保護者に即時連絡しお迎えを要請（会社にも報告） ・室内の換気を徹底し、接触箇所のアルコール消毒実施	・発熱シッターの自宅待機（再開基準を満たすまで） ・事業休止・縮小判断に伴う関係顧客への連絡 ・保健所等の指示に従う
停電	照明の消失、空調停止による熱中症・低体温症、家電（電子レンジ・冷蔵庫等）使用不能	・シッター防災バッグに懐中電灯・非常用ライトの携帯 ・季節に応じた防寒・防暑対策（ハンディファン等） ・モバイルバッテリーの常時携帯	・暗闇での転倒防止のため、懐中電灯を点灯し児童の不安を取り除く ・エレベーター内での閉じ込め防止（階段移動） ・エアコン停止に伴う水分補給・衣服での体温調節	・冷蔵庫内の食品の腐敗注意 ・ライフライン復旧情報の収集 ・保護者へ電気停止の状況および対応の報告
通信障害	安否確認の遅延、緊急連絡網の麻痺、保護者との連絡遮断	・複数の連絡手段（電話、メール、LINE、災害伝言板）の整理 ・災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法の事前学習 ・緊急連絡先をアナログ紙で携行	・固定電話、公衆電話の活用 ・キャリアWi-Fiや公衆Wi-Fiの活用 ・会社が事前指定した伝言板への安否情報の登録	・通信復旧時に即時連絡の送信 ・事前に取り決めた約束（例：連絡不可時は避難場所へ移動）の実行
交通機関停止	シッターの遅延・未着、保育中のシッターの帰宅困難	・代替移動手段（別路線、徒歩、自転車）のルート検討 ・遅延時の連絡ルールの徹底 ・遠方訪問時の帰宅困難リスクの考慮	・移動前の場合、直ちに会社と保護者に運行停止と遅延・キャンセルの連絡を入れる ・保育中の場合、児童の安全確保を継続し、保護者の帰宅が困難な場合は預かり時間の延長対応を行う	・代替移動ルートでの安全移動 ・宿泊手配（帰宅困難時）または家庭内での長期保育のシフト調整

※ベビーシッターは「保護者の宅内」または「個人の移動」という孤立環境となるため、上記リスクに対する事前確認（訪問開始時のヒアリングシート活用）が極めて重要です。

緊急連絡体制および緊急報告フロー				
～発災時における関係者間の情報伝達フローと連絡先マスター～				
【緊急情報伝達フロー】	【緊急連絡先一覧マニュアル】			
災害・トラブルの発生 (シッターまたは保護者宅での有事発生)	機関名・窓口	電話番号	優先度	主な用途・対応要領
▼	警察(事件・事故)	110	A(緊急)	児童の誘拐、外部からの不審者侵入、交通事故等の際に即時発信。
	消防・救急(火災・急病)	119	A(緊急)	保育中の急な発熱・怪我、火災、呼吸停止等の重大有事における救急車要請。
シッター(保育現場) (まずは「児童の安全確保」を最優先に実施)	災害用伝言ダイヤル	171	B(有事)	通信回線輻輳時に「1+録音」「2+再生」で安否情報を伝言・確認。
	児童相談所(虐待・相談)	189(イチハヤク)	C(相談)	児童の安全に関わる緊急の相談、虐待の疑い時の通告・連携。
▼	自治体保育主管課	03-5211-4273	C(報告)	認可外保育施設としての事故・災害等における第一報告窓口。
管理責任者(本部) (安否・被災状況 of シッター確認・代替指示)	最寄小児科(坪井医院)	03-3866-7815	B(相談)	児童の急な体調変化時のアドバイス受領、かかりつけ医への相談。
	会社管理本部(緊急回線)	080-4431-8677	A(報告)	シッターからの発災報告、指示受領、保護者への代理連絡要請。
▼	損害保険会社(株式会社リック)	03-5879-3427	D(事後)	保育中に発生した賠償事故、物損等の保険金請求・初期対応相談。
保護者 (児童の安否報告、引き渡し場所調整)				
▼				
関係機関(行政・消防等) (重大時の通報、自治体への事故報告等)				

発災時段階的行動指針					
～ 優先順位に基づいた初期行動とシッター携帯用の緊急カード～					
【有事における4大行動優先順位】					
優先順位	対応テーマ	具体的なアクション			
第一優先	子どもの安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・家具・落下物から子どもの身体・頭部を保護する（机の下に入れる、覆いかぶさるなど）。 ・屋外保育中の場合は、ブロック塀や自動販売機、電柱から離れ、広い空き地や公園中央に避難する。 ・火災発生時は、すぐに児童を抱きかかえるなどして避難口から脱出する。 			
第二優先	負傷者の確認と応急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れや危険が収まったら、直ちに児童およびシッター自身のケガの有無を確認する。 ・出血がある場合は清潔なハンカチ等で圧迫止血し、打撲やねんざは冷やす等の応急処置を行う。 ・意識がない、呼吸をしていない等の場合は、直ちに119番通報し、胸骨圧迫等の救命処置を実施する。 			
第三優先	保護者・会社への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保と応急処置が完了し次第、保護者に児童の無事、現在地、避難計画を速やかに連絡する。 ・同時に会社管理本部へ連絡し、指示・応援要請を行う。 ・通信制限時は「171災害用伝言ダイヤル」に安否情報を登録する。 			
第四優先	避難又は待機	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者宅に留まることが危険（家屋倒壊、火災延焼、浸水等）と判断した場合は、事前に確認した避難場所に避難する。 ・避難時は、ドアや窓に施錠し、避難先をメモで玄関ドアに残す（保護者が見つけれられるようにするため）。 ・安全が確保されており外部が危険な場合は、保護者宅内にて待機し、児童を安心させる。 			

サービス提供継続・縮小・休止の判定基準			
～災害状況、リソース、ライフラインに基づいた営業判断マトリクス～			
【意思決定判断基準マトリクス】			
判定区分	判断の目安（基準値）	具体的な営業対応	意思決定責任者
継続 (通常・警戒)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及びシッターの安全確保に支障がない ・公共交通機関が利用可能、または徒歩・自転車で安全に移動可能 ・通信手段が双方向で確保可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常通りサービスを提供。 ・気象状況の変化に留意し、不要な屋外活動は控える。 ・保護者への適時進捗報告を実施。 	各シッター (本部に相談)
一部縮小 (地域限定/リソース不足)	<ul style="list-style-type: none"> ・一部地域（特定の市区町村）に警報・災害が発生 ・シッターの被災・休業により、必要スタッフ数が著しく不足 ・特定の交通路線が停止し、迂回困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療従事者」「警察・消防関係者」「ひとり親世帯」等、社会維持に不可欠かつ保育不可欠な世帯への保育を優先。 ・その他の一般世帯に対しては、キャンセルの打診、日程変更調整を行う。 	管理責任者 (本部)
休止 (重大災害・危険)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体より避難指示（警戒レベル4）または緊急安全確保（警戒レベル5）が発令 ・震度5強以上の地震が発生し、余震の危険が大きい ・ライフライン（電気・ガス・水道）が停止し、安全な保育が著しく困難 ・交通機関が終日全面停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・全サービスの提供を即時休止（新規派遣は中止）。 ・既に保育中の場合は、直ちに安全確保を最優先し、保護者へ安否を伝えて引き渡し（または避難場所へ同行）の段取りを行う。 	代表取締役・ 管理責任者
【事業再開判断の4大条件】			
ステップ	再開要件	判定目安・確認事項	
条件1	スタッフの安否確認	全シッターの心身の安全、及び出勤可能人員の把握が完了していること。	
条件2	通信手段の確保	保護者、シッター、会社本部の3者間で、滞りなく連絡・合意形成ができる通信インフラが回復していること。	
条件3	交通・移動手段の確保	シッターが安全に移動できる交通手段（道路復旧、公共交通機関の稼働など）があること。	
条件4	保護者への周知と確認	再開日、提供可能サービスレベル、および緊急連絡先の周知が保護者に対して完了し、利用希望の返答を得ていること。	

平常時の備えと訓練計画・点検ログ						
～年間を通じた防災体制の整備・訓練の実施・BCP見直しのためのチェックリスト～						
【平常時防災チェックリスト】						
No.	点検項目	確認頻度	具体的な点検・整備内容	担当者	最終確認日	確認印
1	緊急連絡先の最新化	半年に1回	シッター、保護者、本部の連絡網データが最新化されているか確認。変更のあった連絡先は即時更新する。	管理責任者		
2	シッター防災バッグの点検	3ヶ月に1回	懐中電灯、モバイルバッテリー、救急絆創膏、包帯、消毒液等の状態・使用期限を確認し、不足分を補充する。	各シッター		
3	避難所・ハザードマップ確認	新規契約時/年1回	面談シートにて児童の自宅近隣 of 指定避難所・ハザード情報を確認。避難経路に障害がないか確認する。	担当シッター		
4	防災安全研修の実施	年1回	乳幼児の応急手当、心肺蘇生（CPR）、AED操作等の研修、または外部の救命技能講習を修了する。	管理責任者		
5	BCPシミュレーション訓練	年1回	地震発生、通信遮断を想定し、実際に災害伝言板(171)への登録テスト、本部への緊急安否連絡テストを実施する。	全スタッフ		
6	災害情報収集方法の確認	年1回	気象庁警報、自治体の防災アプリ、交通情報SNSなど、信頼できる情報ソースの確認ルートをテストする。	管理責任者		
【年1回の定期的なBCP見直し計画】						
評価項目	見直し方針および実行プロセス					
見直し基準	年1回、毎年【4月】に定期見直しを実施する。ただし、重大な事故・災害対応実績が発生した場合は即時臨時見直しを行う。					
反映インプット	<ul style="list-style-type: none"> ・保育中に発生した「事故報告書」および「ヒヤリハット事例」の分析結果 ・実際の災害（台風、地震、大雪等）への対応実績と反省点 ・新規雇用シッターや新規契約児童の増加に伴う連絡体制の過不足評価 ・こども家庭庁等の安全対策ガイドラインの改訂情報 					
PDCAプロセス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 【Plan】 前年度の課題をもとに改訂案作成 2. 【Do】 研修・訓練の実施と新規シッターへの周知 3. 【Check】 避難訓練の実施結果の振り返り・評価 4. 【Act】 不具合のある連絡経路や防災備品の追加改善 					
【研修・訓練 実施記録ログ】						
実施年月日	訓練・研修名称・目的	参加者数・対象者	訓練中の主な課題・シッターからのフィードバック	改善策・次回対応予定		